

## ○印西市補助金等評価委員会設置要綱

平成20年4月1日告示第70号

## 改正

平成22年3月17日告示第35号

平成23年3月25日告示第22号

平成30年3月29日告示第45号

## 印西市補助金等評価委員会設置要綱

## (設置)

**第1条** 市は、補助金等の必要性、効果等を評価し、適正で効果的な補助金等の交付を行うため、印西市補助金等評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項の調査及び評価を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 補助金等の必要性及び効果に関すること。
- (2) 補助金等に係る改善すべき事項に関すること。
- (3) その他補助事業等に関すること。

## (組織)

**第3条** 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募により選出された市民

## (委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、補助金等に関する評価が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長等)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

**第6条** 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議に際し必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

## (庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

**第 8 条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成22年 3 月 17 日 告示第 35 号）

この告示は、平成22年 3 月 23 日から施行する。

**附 則**（平成23年 3 月 25 日 告示第 22 号）

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成30年 3 月 29 日 告示第 45 号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。